

コミュニティバス導入地区の募集について (萩の台線の運行見直しについて)

1. 前回協議会の振り返り

萩の台線運休日（月・木）における車両の活用について、導入地区を特定するための実施要領、評価基準等の調査審議を行うため、「生駒市コミュニティバス導入地区審査委員会設置要綱」を定めた上で、学識経験者、自治連合会長、運行事業者（生駒交通）、生駒市建設部長の4名で構成された審査委員会を設立した。

以下、生駒市コミュニティバス導入地区募集要領抜粋

4 審査方法 生駒市コミュニティバス導入地区選定の審査は以下のとおりとします。			
(1) 審査(ヒアリング等) 参加意思表明書を提出された地区に対しヒアリング等(プレゼンテーション及び質疑応答)を実施し、下記5で示す審査基準に基づいて評価し、最も優れている地区を特定します。 ただし、総得点が上位であっても、個別の評価項目において著しく低い評価であると認める場合は、特定地区としないことができるものとします。また、審査委員会が一定の評価に達した地区がないと判断する場合は、適格地区なしとすることができるものとします。			
5 審査基準及び配点 地区の選定は以下の評価項目に基づき審査します。			
(1) 導入の条件			
1	既存公共交通への影響・高齢化率・勾配等	既存の駅やバス停から概ね 300m 以上の距離があるか、地域の高齢化率は他地区と比較して高いか、運行エリアの勾配はどの程度か。その他、地域の特性としてコミュニティバスを導入する必要性が高いか。	20 / 100 点
(2) 審査(ヒアリング)の内容			
1	地域の将来像について	地域の将来像(あるべき姿)を地域で共有されているか。または、地域で共有する予定があるか。	5 / 100 点
2	課題把握・分析について	地域の移動の課題(移動に困っている人がどの程度いるか等)の把握・分析がなされているか。または、把握・分析する予定があるか。	5 / 100 点

3	たけまる号の必要性について	どのような人のどのような移動のために、たけまる号が必要なのか、地域にたけまる号が必要な理由等を検討されているか。	5 / 100点
4	組織体制について	今回の運行内容や利用促進について検討するための、中心となる組織や協力体制があるか。	10 / 100点
5	運行内容について	実現可能性が高く具体的な運行内容（バス停の位置や時刻等）が検討されているか。	5 / 100点
6	収支について	収入想定（利用者数等）が適切に想定されているか。運行経費から運賃収入等を差し引いた額（市負担額）が7割を超えない提案内容であるか。	20 / 100点
7	地域の主体性について	地域が主体となり、バスが欠かせない生活の足となるよう取り組む姿勢があるか。利用促進の具体的なアイデアが検討されているか。	30 / 100点

2. 前回協議会以降の進捗

6月20日に生駒市コミュニティバス導入地区の募集を開始し、8月31日に募集を締め切ったところ、桜ヶ丘自治会、仲之町・軽井沢町・西旭ヶ丘自治会合同、月見町第1ガーデンハイツ自治会の計3件の応募申込があった。

9月25日に生駒市コミュニティバス導入地区審査委員会を開催し、募集要領の審査基準により、ヒアリング等（プレゼンテーション及び質疑応答）による審査を実施したところ、桜ヶ丘自治会が生駒市コミュニティバス導入地区として特定された。令和6年4月からの実証運行開始に向けて、今後関係者と調整を進めていく。

3. 審査委員会以降のスケジュール

<令和5年度>

- 9月25日 審査委員会による審査（ヒアリング等）
- 10月2日 審査結果通知
- 10月～ 関係者協議
- ～12月（予定）運行内容確定
- 12月21日 第3回協議会で実証運行の承認
- 2月（予定）運輸局への申請手続き等
- 4月（予定）実証運行開始